

平成 1 6 年度

国立大学法人旭川医科大学

年 度 計 画

(平成 16 年 6 月 4 日届出)

平成16年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定

「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を強化する。

「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を強化する。

「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を強化する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的目標

入学センターを中心として、入学から卒後の職業活動までの学生の教育活動に関する追跡調査項目の検討を行う。

平成16年度の学生収容定員

〔別表に記載〕

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

学士課程

オープンキャンパスやホームページ等の充実により、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、地域医療に関心を持つ受験者を増やすため検討する。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するために、現行のAO入試方法の選抜内容等について検討する。

推薦入学は平成10年度、2年次編入学は平成12年度、AO入試は平成13年度から実施しているが、どの選抜で入学した者がアドミッシ

ョン・ポリシーに沿っているかなど検証し、更なる選抜方法の工夫改善に努める。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

学士課程

入学初期のアーリーエクスポージャー教育として、医療施設、介護施設、心身障害児施設等において、患者・施設利用者の目線に立った対話や介護等を通して温かな心を持った医療職者となるべく、実習を充実させる。

地域や僻地医療に情熱と関心のある医療職者を育成するため、地域・僻地医療教育実践センターを設けて、地域の各機関と連携を強めた実習を計画する。

授業形態・学習指導法等に関する具体的方策

リメディアル（補習）教育科目を充実させる。

学生の自学自習の態度を育成する「チュートリアル教育」を充実させる。

医療に関するモチベーションを高めるために早期体験実習を充実させる。

平成15年度から診療参加型実習の全面的導入や僻地医療実習の義務化を行っており、将来、僻地で自立できる医療職者の育成に向けた実習内容の充実に努める。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載するとともに、学業成績の優秀な学生を表彰する制度を創設することにより、評価基準を内外に周知徹底させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教職員の配置に関する具体的方策

一般教育担当教員の基礎教育及び大学院教育への参加により教育課程の充実を図る。

○ 教育内容の検討を行うための組織体制

研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を検討する。

○ 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

図書館の閲覧は24時間開放しているが、利用者の更なる利便性を考慮し、貸出しも24時間可能とするための自動貸出装置を設置する。

○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策

「学生による授業評価」の評価項目の見直しと評価表の回収方法を改善するとともに、フィードバックの方法などを検討し、授業評価方法を改善する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
なんでも相談窓口、学年担当教員制度、大学院における相談員制度等について学生の刊行物に掲載するとともに、オリエンテーション時に活用方法など周知する。
- 生活相談、健康相談等に関する具体的方策
健康診断受診率の向上のためのPRや義務付け、実習参加学生に対する各種感染予防や放射線取扱いなどの健康指導、禁煙に関する相談、カウンセリングやセクハラ相談体制を充実する。
留学生に対する配慮
留学生に対し修学支援体制を充実させる。
留学生の住宅環境及び生活環境を向上させるための方策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

研究の推進に関して、研究グループ(関連大学院専攻系、関連講座等)は、それぞれ協力し質の高い研究を効率良く行う事を目指し、研究推進に対し必要な競争的資金の獲得・研究成果に関するパテント等の取得などに努め、研究成果を順次公表する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
独創性のある生命科学の研究を推進する。
地域に特異的な疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。
重点的に取り組む領域
高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究
地域に特異的な感染性疾患・アレルギー性疾患・寒圏医学等に関する調査研究及び病態解明に関する研究を充実させる。
遠隔医療システムの広範な医学・医療領域への応用
より広い領域の画像診断に遠隔医療システムを応用するとともに、廉価な映像システムにも対応可能なものとし、僻地医療への一層の貢献を図る。
成果の社会への還元に関する具体的方策

ホームページに学内の研究情報を公開する。

旭川市との研究連携として、シックハウス症候群に関する共同研究、各講座ごとに民間企業との共同研究等を推進する。

○ 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策

研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により検証する。

地域社会貢献型の研究は、目標と成果に基づいて検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う研究戦略・教育支援室を充実させる。

○ 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入

研究活動評価体制を充実させ、自己評価を行う。

点検評価室で研究活動評価の基準を作成する。さらに自己評価に必要なデータを収集し、自己評価報告書を作成する。

各講座等より提出される研究活動の報告及びその審査に供する基準の見直しを行う。また、傾斜配分の重み付けの程度について再検討を行う。

研究戦略・教育支援室において顕彰制度導入に関する資料収集を行い、顕彰制度に関する概要を作成する。

○ 中央研究施設による学部学生実習等への支援、各講座・各研究グループへの研究支援・研究協力・共同研究の在り方について検討する。

○ 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策

外部資金獲得のため、全学公募による「独創性のある生命科学研究」を選定し、それに対し再度学内で当該研究への参画研究プロジェクトを公募し研究班を形成する。

文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。

厚生労働科学研究費補助金、CREST等の申請について、学内研究プロジェクトは積極的に申請を行う。

知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○ 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施

地域医療従事者の技能の向上・維持のため、スキルズ・ラボラトリー

の開放に向けて要綱を作成し、旭川市消防本部、旭川市医師会等へ周知する。

遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。

ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。

- 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。

年2回以上の公開講座を開催する。

住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。

社会人への教育上の配慮の促進

夜間や夏季・冬季の休業期間中の研究指導等の配慮を継続する。

大学院長期履修コースに関する情報を入手し、設置の可能性について検討する。

医師・看護師以外の専門家を養成するための医科学専攻大学院に関する情報を入手し、設置の可能性について検討する。

初期卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を勧める。

- 大学附属図書館の地域医療従事者へ開放している事例に関する情報を入手し、実施に向けての方法について検討する。

- 国際的な交流や留学生の受入れについての体制整備

国際交流企画推進室の設置に向けて検討を行い、その内容をより具体化する作業を開始する。

学術交流・留学生交流の一層の推進のために、現在実施されている講座等での国際交流実績に基づいて諸外国大学等との姉妹校提携について検討する。

外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置を検討する。

- 発展途上国への研究技術供与を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 患者本位の医療の充実・推進

外来については、内科及び外科等が科の枠を超え、患者に優しく、また、理解しやすい患者本位の医療を目指す臓器別の診療体制とするほか、病棟についても、再開発を契機に再編成を行い、系統別にセンター化することで医療の質の向上を図り、患者本位の専門医療の高度化を図る。

医師、コ・メディカルからなる緩和ケアチームを結成し、主治医の参

加の下に定期症例検討会を実施する等、医療の質の向上を図る。

選択メニュー及びイベントメニュー等を拡大し、患者サービスのニーズに応えることで、病院給食の質の向上を図る。

○ 診療支援体制の整備

診療業務の更なる効率化を推進するため、物流部門として医療材料、消耗品等の供給の一元管理を行う物流管理システムの充実を図る。

地域医療機関との連携体制を拡充するため、総合診療部及び救急部を中心とした関連部署の総合窓口としての役割を担う「地域医療総合センター」の在り方について検討を行い、平成17年度の設置を目指す。

手術等で撮影される高精細立体動画像等の医療情報を、複数の医療施設間で効率的に共有するための技術開発を推進する。

医療技術の水準を向上させるため、高度先進医療にかかる設備等について、継続的な計画のもと充実を図る。

高度先端医療の開発・提供

新しい医療技術、また、高度な医療技術の開発や、患者のニーズに対応した高度先進医療を提供するため、高度先進医療専門委員会を中心に、医療技術水準の向上を図り、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。

病院情報の公開と情報管理

病院情報として、診療科、部門別の診療実績等について、ホームページ上において公開するよう検討を行う。

○ 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価制度の検討

財団法人日本医療機能評価機構による外部評価を受け、医療の質並びに病院機能についての評価をし、改革を進めていくほか、病院機能モニター委員会（仮称）を設置し、継続的に自己点検をすることで病院機能状況を把握し、恒常的な医療の質の向上を図る。

安全管理（リスクマネジメント）体制の整備

安全管理体制の構築については、医療従事者に対する勤務体制の改善や診療科、部門、職種を超えた協力体制についても検討していく必要があり、医師、コ・メディカルの勤務体制の見直しと、安全管理からみた人員配置の適正化の検討を行う。

安全な医療を提供するため、具体化した安全予防策の検証・評価、また、外部から専門性を有する外部委員を受け入れる等、既存の安全管理体制が十分な機能を果たしているかを見直す。

○ 医療従事者等の教育・研修の充実

総合診療部を中心とした卒後臨床研修センターを設置し、プライマリ

ーケアを中心とした幅広い医療知識と技術を有する総合臨床医の養成のための初期臨床研修システムを構築し、個性ある独自の卒後臨床研修プログラムの作成や臨床研修病院群の機能的連携を行うことで充実を図る。

また、研修医の習熟度を点検するため、研修医の発表会を行うほか、全国共通の研修目標が設定されている評価システム（EPOC）を採用し、評価の充実を図る。

院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各診療科のカンファレンスにコ・メディカル等を参加させることを含め、各種カンファレンスの充実を図ることを検討するとともに、本学のフォーラムを利用して、生涯教育プログラムの作成・実践を行う。

外部から専門のスタッフを招き、接遇、経営戦略等、全病院職員を対象とした研修を実施することで、自己評価を含めた職員の意識改革を図る。

遠隔医療センターと旭川市及びその近郊自治体とをインターネット画像会議システムで繋ぐ、「北海道メディカルミュージアム」を構築し、地域医療従事者や住民に対し、医学や医療に関する教育及び情報の提供を行う。

○ 病院長補佐体制の強化

病院長をサポートし、病院経営戦略を企画・立案・実施するためには、機能強化を図ることが重要であり、独立した部門と位置付けするなど、体制を整備することで、経営企画部の充実を図る。

法人化に伴い、病院長の職務、職責は格段に拡大することから、適切で迅速な意思決定をするためには、より十分な補佐体制が必要であり、医師のみでなく看護部や各部門等、専門性を考慮した登用も視野に入れることで、現状の副病院長及び病院長補佐体制を強化する。

自己収入の増加

予防医学的な検診、脳ドック等を積極的に導入し、増収策を図る。

患者のニーズに対応した、新しい医療技術の推進としての高度先進医療の提供や緩和医療、点滴センター等、特殊外来を設置することで医療の高度化による増収策を図る。

各診療科・部門の稼働額、支出額等、収支をより明確に提示することで病院職員としての意識改革を図る。

平成17年度末の設置を目指している「地域医療総合センター」との連携を密にするなど、地域医療連携室の機能強化を行うことで病院収入の増加を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。
- 将来性、期待される効果、地域医療への貢献度等を勘案しつつ、戦略的な学内資源配分を図る体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
学部・大学院組織の見直しに着手し、教員の適正配置を検討する。併せて学内共同利用施設の組織の見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 教育研究分野の職に任期制を導入することについて、検討を進める。
- 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。
- 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備について検討する。
職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。
- 教室系事務職員の再配置を検討する。
- 待遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。
- 業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。

外部資金獲得増加の方策として、教育・研究の支援を目的とした募金活動を開始する。

公募外部資金に関する応募対象者に対する説明会を随時行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
共同利用施設の研究用スペースに対する課金制度の導入について検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 点検・評価を担当する評価室を設置するとともに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。
- 平成18年度末導入を目途とした教員評価システムの構築のため、教員の持つ適性、特性の調査の具体的方策を検討する。
- セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切な形に加工して提供するなど、大学と社会の間の連携機能を充実させる。また、大学のホームページを更に充実させる。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 平成12年6月に作成された「国立学校施設長期計画書」の見直しを行い、キャンパスマスタープランを策定する。
- 施設の有効利用、効率的運用を実施する。

教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。

従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。

施設・設備利用管理システム（ネットエフエムシステム）の構築の検

討とデータベース化を主眼に置き、利用実態調査を実施する。

- 教育研究及び診療等に必要な施設を確保するため、「施設マネジメント室」を設置して、施設の有効活用・効率的運用及び施設設備等に係る調査・点検評価を行う。
- バリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。
施設・設備を長期間有効に活用するために予防的な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）を実施できるよう必要となる計画を設定し、実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策

(1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策

- 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関する安全・衛生マニュアルを随時点検・見直す。
- 教職員の特殊健康診断対象者を随時見直す。

(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策

- 平成21年度末を目途に、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムの構築について検討する。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病棟・診療棟改修及び基幹・環境整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病棟・診療棟の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。

- (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- (2) 組織運営の改善
- (3) 若手教職員の育成
- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(医病)病棟・診療棟改修 ・(医病)基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 3,171	施設整備費補助金(379) 長期借入金 (2,792)

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1 教育研究分野の職に任期制を導入することについて検討を進める。
- 2 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。
- 3 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。

(参考1)平成16年度の常勤職員数 882人

(参考2)平成16年度の人件費総額見込み 7,726百万円

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,100
施設整備費補助金	379
自己収入	11,797
授業料及入学金検定料収入	617
附属病院収入	11,129
雑収入	51
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	558
長期借入金収入	2,792
計	21,626
支出	
業務費	16,531
教育研究経費	5,599
診療経費	10,040
一般管理費	892
施設整備費	3,171
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	558
長期借入金償還金	1,366
計	21,626

[人件費の見積り]

期間中総額 7,726 百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	20,075
業務費	16,550
教育研究経費	1,806
診療経費	6,407
受託研究費等	205
役員人件費	87
教員人件費	2,776
職員人件費	5,269
一般管理費	197
財務費用	443
雑損	0
減価償却費	2,885
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	19,154
運営費交付金	5,800
授業料収益	526
入学金収益	58
検定料収益	30
附属病院収益	11,129
受託研究等収益	205
寄附金収益	314
財務収益	0
雑益	51
資産見返運営費交付金等戻入	61
資産見返寄付金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	972
臨時利益	0
純利益	-921
総利益	-921

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,333
業務活動による支出	16,738
投資活動による支出	3,522
財務活動による支出	1,366
次期中期目標期間への繰越金	707
資金収入	22,333
業務活動による収入	18,455
運営費交付金による収入	6,100
授業料及入学金検定料による収入	617
附属病院収入	11,129
受託研究等収入	205
寄付金収入	353
その他の収入	51
投資活動による収入	379
施設費による収入	379
その他の収入	0
財務活動による収入	2,792
前期中期目標期間よりの繰越金	707

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科	590人 (うち医師養成に係る分野 590人)
	看護学科	260人
医学系研究科	細胞・器官系専攻	36人 〔うち修士課程 0人 博士課程 36人〕
	生体情報調節系専攻	56人 〔うち修士課程 0人 博士課程 56人〕
	生体防御機構系専攻	20人 〔うち修士課程 0人 博士課程 20人〕
	人間生態系専攻	8人 〔うち修士課程 0人 博士課程 8人〕
	看護学専攻	32人 〔うち修士課程 32人 博士課程 0人〕